

令和5年度（2023年度）熊本県における  
事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書

熊本県知事 木村 敬は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

**1 制度の整備及び運用に関する事項**

熊本県知事 木村 敬は、熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する整備及び運用に責任を有しており、熊本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する方針」（令和元年12月27日制定）を策定し、当該方針に基づき事務の的確・適正な執行の確保に関する制度（以下「制度」という。）の整備及び運用を行っております。

なお、本制度は、制度の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、制度の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

**2 評価手続**

熊本県においては、令和5年度（2023年度）を評価対象期間とし、令和6年（2024年）3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、制度の評価を実施しました。

**3 評価結果**

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、熊本県における制度は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

**4 不備の是正に関する事項**

当該運用上の重大な不備の概要及び是正状況は別表のとおりです。

再発防止を徹底するとともに、引き続き的確・適正な事務の執行に取り組んで参ります。

令和6年（2024年）7月17日

熊本県知事 木村 敬

## 評価対象期間中に把握した重大な不備

| No. | 分類         | 概要   | 是正状況  | 備考 |
|-----|------------|--|---|----|
| 1   | □整備<br>■運用 | <p>【県税の課税誤り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度の税制改正に伴い、自動車税のうちロータリー車に係る条例上の税率区分の改正が必要であったが、条例改正漏れにより、令和元年度から令和5年度までの期間中、1,899件(637台)、約1,030万円の過大な課税が発生。</li> <li>・条例改正の漏れにより法的根拠のない過大な徴収を行ったことから、本県及び県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県議会令和6年2月定例会にて、当該事案に係る条例改正が可決。</li> <li>・税制改正に伴う条例改正においては、担当主査及び副査等の複数人が税制改正の内容を把握した上で改正作業を実施するとともに、県税システムの仕様との照合も確実にを行うことで、組織的な重複確認を徹底し、再発防止を図る。</li> </ul>  |    |
| 2   | □整備<br>■運用 | <p>【個人情報の漏えい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メール又は書類の誤送等により、個人情報が流出する事案が対象年度中に18件発生。</li> <li>・個人情報の流出という特性上において、流出させたこと自体を重く受け止めるべきであることや、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報等を含む情報の発送及び管理において、各所属のチェック体制の強化を実施。</li> <li>・複数の職員による発送時の確認や情報管理の方法をルール化するなどの漏えい対策の徹底について、令和5年12月に改めて全庁に通知。通知発出以降、令和6年6月までの個人情報の流出事案は1件となっている。</li> <li>・昨年度に引き続き、職員の研修受講を必須とするなど、繰り返し全庁的な職員の意識向上を図る。</li> </ul> |    |
| 3   | □整備<br>■運用 | <p>【国庫負担金に係る延滞金の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の交付確定にあたり、県が熊本県後期高齢者医療広域連合に対して必要な納入告知書を発行しておらず、当該広域連合において超過交付額の未返還が発生。</li> <li>・延滞金約2,100万円が発生し、本県がその全額を負担したことから、本県及び県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の起点から終点までの流れが分かるチェックリストを作成して見える化し、担当から所属長まで複数人で進捗状況を確認する体制を取り、県から確実に納入告知書を発行。</li> <li>・熊本県後期高齢者医療広域連合に対しては、返納に係る国からの事前連絡を共有し、予め支払いの準備を行ってもらい、その後の支払いの認識を持っていただく。</li> </ul>  |    |